別紙1

「電波法施行規則の一部改正をする省令(案)－電波法の一部を改正する法律の一部施行(6月以内施行)に伴う改正等－」
に対して提出された御意見と総務省の考え方

<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">項目</th><th rowspan="2">提出された御意見</th><th rowspan="2">御意見に対する考え方</th><th rowspan="2">意見提出者</th></tr>
<tr><th>省令案等の題名</th><th>条文</th></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="4">特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則</td><td rowspan="4">第8条
第20条
第27条
第36条
第41条</td><td>PC、タブレット、スマートフォンなど適合表示無線設備がモデュールとして組み込まれている製品はすでに多くありますが、それらのフォーム・ファクターはユーザの使い勝手を向上させるべく、より軽く、薄く、改良が進められています。これに伴い組み込まれる無線設備の形状も小型化へと改良が進められており、技術基準適合表示の表示方法が課題となっていました。無線機能はビッグデータの収集やIoT(Internet of Things)の実現には不可欠な要素であり、今後様々な物にユビキタスに組み込まれていくでしょう。その様な状況を考えるとモデュールの小型化という技術の進化に合わせて技術基準適合表示の表示方法に自由度を持たせた今回の改正はグローバルな流れにも沿った好ましい内容となっていると考えます。</td><td>改正案に賛同する御意見として承ります。</td><td>インテル株式会社</td></tr>
<tr><td>2</td><td>①適合表示を付す面積が確保できない場合は転記可能とする、との方向で制度整備が進められることを歓迎します。

②左記各条の第一項及び第二項に「無線設備に付属する取扱説明書」とありますが、商慣習上、無線設備と取扱方法を説明する書類とを一体で流通させられるとは限りません。ここで「付属する」とは「誤解なく関連付けできる」という意味であると理解してよろしいか、ご確認下さい。
(より具体的には、無線モジュールに係る納入仕様書や、USBドングルに係るWEBマニュアルなど、現品に添付されないものを想定しております。)

③左記各条の第二項では、適合無線設備を組み込んだ製品についてはその製品自体又はその映像面へ当該無線設備の適合表示をすることを求めており、転記は認めていないものと理解しました。
しかし、映像面を持たない「組み込んだ製品」において、表示を付す面積が確保できなくなる場合が近い将来に想定されますので、対応をご検討下さい。</td><td>①改正案に賛同する御意見として承ります。

②無線設備に紛れなく関連付けられる取扱説明書であることが明らかであれば、問題ありません。

③適合表示無線設備に付されている表示と同一の表示を、当該無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所等に表示可能とする制度であり、転記を可能とする制度です。
頂いた御意見を踏まえ、省令案を修正します。</td><td>株式会社村田製作所</td></tr>
<tr><td>3</td><td>「…当該表示を付す面積が確保できない特定無線設備にあつては、当該特定無線設備に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。」
の中で、
「当該表示を付す面積が確保できない特定無線設備にあつては、」
に関して、面積が確保できないことを判定するのは、技術基準適合証明等を取得する認証取扱業者であると認識しておりますが、念のため確認させていただきます。</td><td>御指摘のとおり、表示を付す認証取扱業者等の判断となります。
なお、例えば、会社ロゴ等が付されることにより当該表示を付す面積が確保できなくなる場合は、「当該表示を付す面積が確保できない特定無線設備」には該当しないと判断します。</td><td>一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会</td></tr>
<tr><td>4</td><td>「…当該表示を付す面積が確保できない特定無線設備にあつては、当該特定無線設備に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付すこと。」
については、各条の第二項に記載されている表現に合わせて、
「…当該表示を付す面積が確保できない特定無線設備にあつては、当該特定無線設備に付属する取扱説明書等に付すこと。」
とすることを要望致します。</td><td>技術基準適合証明等を受けた特定無線設備本体への表示が原則ですが、本体に当該表示を付す面積が確保できない等の特定無線設備に限っては、利用者の技適マークの確認の容易性を考慮し、「取扱説明書」と「包装又は容器」の見やすい箇所に表示することとしているものです。
以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。</td><td>一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会</td></tr>
</table>

番号	項目		提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	省令案等の題名	条文			
5			電波法令上、製品本体への表示が義務づけられている事項については、今回の「様式第7号による表示」と同様の取扱をお願いします。 例えば、総務省告示第48号(H19.1.31)1.三の5150-5350MHzの無線設備に対する「当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨」の表示についても同様に、表示を付す面積が確保できない場合は取扱説明書・包装・容器への表示を認めていただきたい。 （理由） 現状ではWiFi W52,W53の屋内使用についても筐体への表示が義務づけられているが、装置のモジュール化や小型化に伴い、表示を付す面積が確保できないという点で同様の不都合がおこりうるから。 参考(表示の実例) 「W52/W53ワイヤレスLANの使用は、電波法令により屋内に限定されます。」	今回の表示の対象は、技術基準適合証明等をした旨の表示についてです。 頂いた御意見は、今後の検討課題として承ります。	株式会社認証技術支援センター
6		全体	我が国における電波利用料が飛躍的に進展し、無線設備の具備する機能が多種多様な拡がりを見せる現状において、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する表示条件の緩和を推進する今回の省令改正案に賛同いたします。	改正案に賛同する御意見として承ります。	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
7	その他本件とは無関係と思われる御意見が１件ございました。				